



定年退職者の方

定年に係る退職時の手続きと流れ 60代前半で退職し、 すぐに就職しない場合

退職してすぐに年金が支給されるとは限りません

年金は原則として、65歳からの支給となります。

ただし、ご自身の生年月日によって「特別支給の厚生年金」が支給されることもあります。

詳細につきましては、以下の参考ページよりご確認ください。

また、年金は原則として、65歳からの支給となりますが、退職後すぐに年金を受取りたい場合「繰上げ支給」の制度を利用することも可能ですので、詳細につきましては、以下の参考ページよりご確認ください。

特別支給の厚生年金・繰上げ支給の参考ページ

《 特別支給の厚生年金 》

- ✓ ぐらしすと「[特別支給の老齡厚生年金の受給開始年齢](#)」
- ✓ 日本年金機構「[特別支給の老齡厚生年金](#)」

《 繰上げ支給 》

- ✓ ぐらしすと「[年金の繰上げ受給・繰下げ受給の改正内容を学ぶ](#)」
- ✓ 日本年金機構「[年金の繰上げ受給](#)」

雇用保険の手続きが必要となることもあります

退職後すぐには就職はしなくても、将来的に再就職をお考えの場合は、雇用保険の基本手当の対象になります。その場合、手続きに以下の書類が必要となりますので、お持ちでない方は会社へお取り寄せ願います。また、雇用保険の基本手当を受給後、再就職した場合、高年齢再就職給付金が支給される場合もありますので、再就職した際に再度ご確認ください。

《 主な必要書類 》

- ✓ 雇用保険被保険者証
- ✓ 離職票 等

その他、会社へ確認が必要な項目

以下の健康保険や厚生年金の切替え手続きに必要な証明書を会社から入手願います。

《 健康保険の切替え手続きに必要な書類 》

- ✓ 健康保険資格喪失証明書

《 厚生年金の切替え手続きに必要な書類 》

- ✓ 厚生年金資格喪失証明書

《 退職金の手続き 》

- ✓ 退職金の有無やその手続き方法

住民税が給与天引きされていた場合

退職後の住民税についてはご自身で支払う必要があります。その手続き方法等を会社、あるいは「[市町村（特別区含む）の住民税担当窓口](#)」でご確認ください。




必ず「 [中途退職者向け手続きガイド](#) 」をご覧ください！

医療費を10万円以上お支払いの方におすすめ

-医療費控除支援サービス-

新サービス登場！



年間
医療費 **10万円**以上

※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額等の5%

支払っていませんか？

支払った医療費が10万円を超えていれば
確定申告の医療費控除で医療費が返ってくる可能性があります！

[詳細はこちら](#)